

使用前検査申請書

関原発 第168号
2023年 6月21日

経済産業大臣
西村 康稔 殿

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森 望

電気事業法第49条第1項の規定により次のとおり使用前検査を受けたいので申請します。

検査を受けようとする 原子力発電工作物に係る 事業場の名称及び所在地	名称 高浜発電所 所在地 福井県大飯郡高浜町田ノ浦
原子力発電工作物の概要	高浜発電所第2号機 原子力設備 原子炉冷却系統設備 原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを監視する 装置 工事計画の届出年月日 平成28年 5月27日
検査を受けようとする 工事の工程	発電用原子炉の臨界反応操作を開始することができる状 態になった時 (四号) 工事の計画に係る全ての工事が完了した時 (五号)
検査希望年月日	(四号) 自 2023年 8月 至 2023年10月 (五号) 2023年10月
使用開始予定年月日	2023年10月

原子炉等規制法第43条の3の 11第1項の検査のための申請 をした場合は、その年月日	平成28年10月7日
	平成30年3月20日
	平成30年4月20日
	平成30年7月4日
	平成30年8月20日
	平成30年12月5日
	平成31年2月1日
	平成31年2月6日
	平成31年4月4日
	2019年5月16日
	2019年6月24日
	2019年8月23日
	2020年1月31日
	2020年2月26日
	2020年3月24日
	2020年4月7日
	2021年4月30日
	2021年8月2日
	2022年2月28日
	2022年3月15日
	2022年6月10日
	2022年7月1日
	2022年12月27日
2023年5月26日	
2023年6月21日	

添付資料－1：工事の工程に関する説明書

添付資料－2：工事の工程における放射線管理に関する説明書

工事の工程に関する説明書

年月 項目	2022年						2023年			
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	8月	9月	10月	11月
高浜発電所第一号機 重大事故等に対処するために必要な設備の工事				工事期間				定格出力運転 ▼		
							▲	←	→	
									◆	←
										→

- ▲ 機能・性能検査
- ◆ 総合的な性能を確認する検査

工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 検査に伴う放射線管理

(1) 検査に係る作業区域の区画及び汚染拡大防止

- a. 管理区域内においては、表面汚染密度等の環境条件に応じて、適切な汚染拡大防止策をとる。
- b. 検査予定場所の表面汚染密度は低く保たれており、特別な管理は必要ない。

(2) 検査中の放射線管理

検査中は放射線管理専任者が、検査を行う者に対して適切な被ばく管理を行う。

(3) 個人被ばく管理

被ばく線量はガラスバッジ及び警報付デジタル線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分

2号機 原子炉格納容器

(1) 汚染区分

A区域 汚染のおそれのない区域

B区域 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成13年3月21日 経済産業省告示第187号）に定める表面密度限度及び放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度を超えるおそれのない区域

(2) 線量当量率区分

1区域 0.1 mSv/h以下の区域

2区域 0.1 mSv/hを超え、1 mSv/h以下の区域

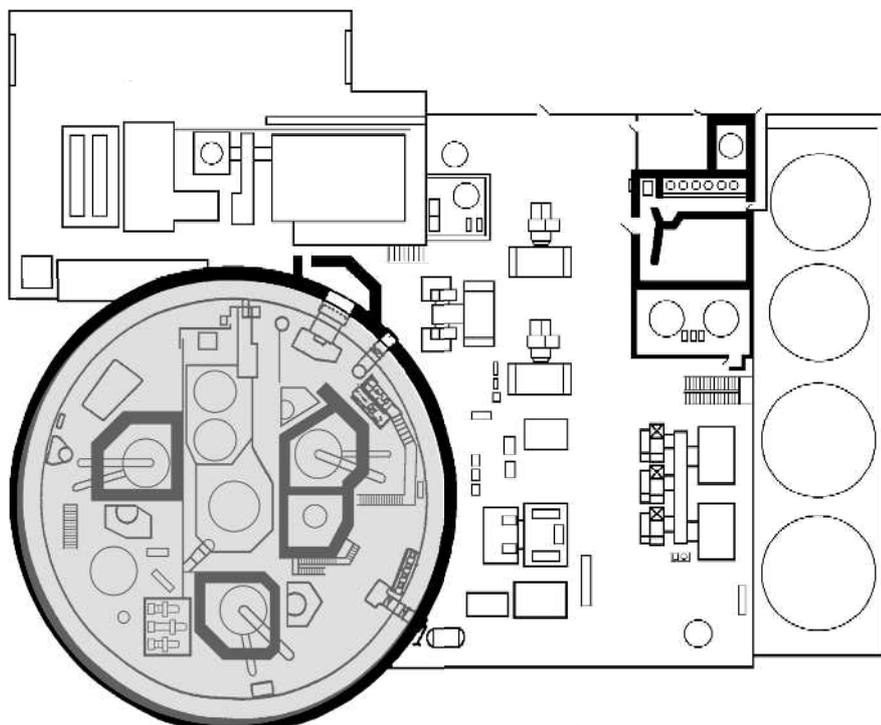
3区域 1 mSv/hを超えるおそれのある区域

3. 管理区域検査場所図

別紙参照

管理区域検査場所図

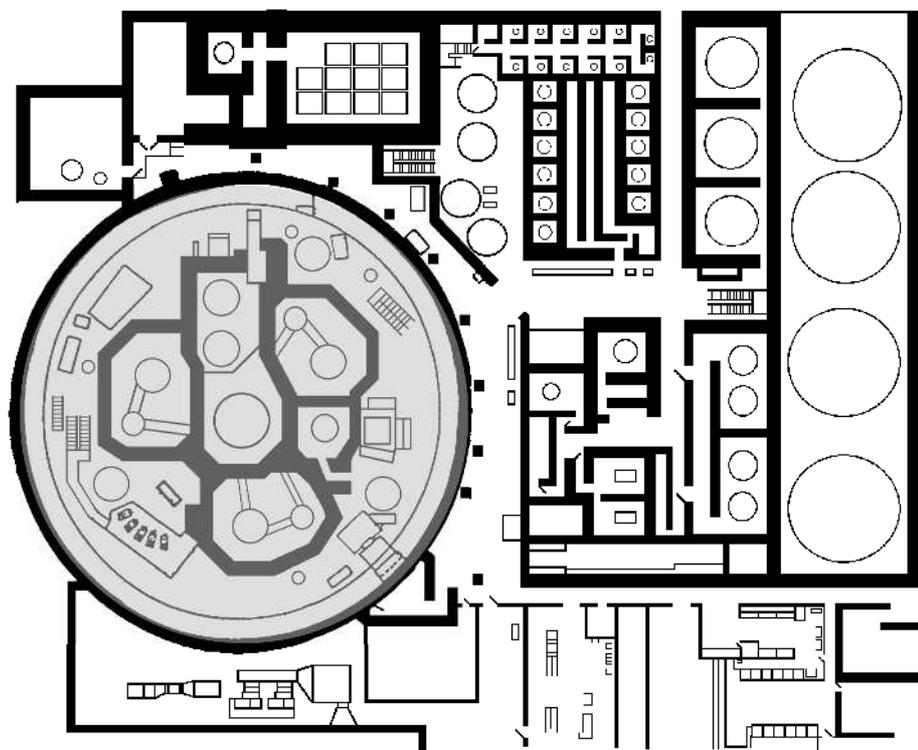
2号機



：検査場所

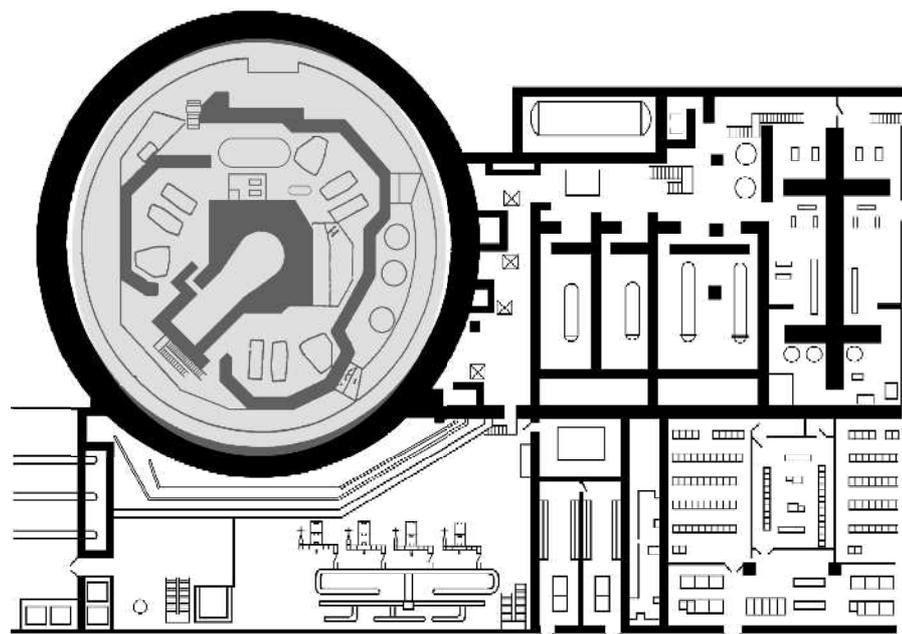
原子炉格納容器 E.L. 32.3m

2号機



：検査場所

原子炉格納容器 E.L. 24.0m



2号機

■ : 検査場所

原子炉格納容器 E.L. 9.7 m